

# 大阪市立榎並小学校 P T A 規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は、大阪市立榎並小学校 P T Aと称する。  
本会は、事務局を大阪市立榎並小学校に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会の目的は、下記の通りである。

1. 家庭、学校および社会の協力によって、児童、青少年の福祉を増進する。
2. 家庭生活および社会生活の水準を高めるために、保護者教育を盛んにする。
3. 民主的教育に対する理解を深め、これを発展させる。
4. 学校の教育的環境の整備を図る。
5. 適正な法律上の手続きにより、公立学校に対する公費による適當な支持を確保することに協力する。
6. 地域における社会教育の振興を助ける。
7. 国際親善、世界平和に努める。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、下記の方針に基づいて活動する。

1. 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会もしくは本会役員の名において、他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者をも推薦しない。  
また、営利的、宗教的、政党的その他本来の事業以外を目的とする団体及びその事業に、いかなる関係をも持たない。
2. 本会は、児童・青少年福祉のために活動する他の社会教育関係団体及び機関と協力する。
3. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制、干渉も受けない。
4. 本会は、学校の教育方針・管理・人事に干渉しない。
5. 本会は、学校の財政的維持及び給与並びに生活費に関して、直接責任を負うものではない。

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員になることのできる者は、次の通りである。

1. 学校に在籍する児童の保護者
2. 学校に勤務する職員
3. その地域に在住し、特に教育に関心を持って入会を希望し、実行委員会で承認を得た者

第5条 会員はすべて会費を納入する義務を有する。

第6条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 経 理

第7条 本会の経費は、会費、事業収入および自発的寄付金をもって支弁する。

会費の額および資金獲得の方法を決定する場合、会員または外部の者に寄付を求める

場合等の重要事項については、総会において決定しなければならない。

第8条 本会の資産は、すべて第2章第2条にあげた以外の目的のために支出または使用してはならない。

第9条 会費は、児童1人につき1口月額100円とする。

第10条 本会の経理は、会計監査委員の監査を受け、これを会員に報告しなければならない。

第11条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員とその選出

第13条 本会の役員は、次の通りである。

1. (1) 会長 1名 保護者 (2) 副会長 2名以上 保護者  
(3) 書記 2名以上 保護者または職員 (4) 会計 1名以上 保護者
2. 役員は、男女いずれかの一方に偏してはならない。
3. 役員の任期は、1年とする。ただし、留任をさまたげない。

第14条 役員の選出及び就任は、次の通り行われる。

1. 10名以上の委員からなる役員候補者指名委員会をつくる。
  - (1) 保護者の中から、次の方法により5名を選出する。  
ア、各学級の保護者のうち、権利を有する保護者の中から1名の学級代表を抽選により選出する。  
イ、学級代表は会合して、互選により5名を選出する。
  - (2) 職員の中より、互選により2名を選出する。
  - (3) 実行委員会の中から、互選により3名以上を選出する。
2. 指名委員会は、各々の役員に対し定数の候補者をあげ、役員選出の少なくとも1週間前に全会員に知らせる。
3. 選出当日役員候補者の追加指名を、会員席からすることができる。
4. 役員候補者の指名は、指名委員によってなされる場合も、会員席からなされる場合も、その名前を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
5. 役員は、4月総会において承認を受ける。なお、他の候補者のある場合は、出席した会員の無記名投票により、多数決で選挙される。
6. 役員は、5月1日より就任する。

## 第7章 役員の資格とその任務

第15条 児童、青少年を愛し、民主主義と教育に理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選出されることがある。

第16条 役員の任務は、次の通りである。

1. 会長は、次の職務を行う。
  - (1) 総会・実行委員会を招集する。
  - (2) 外部に対して本会を代表する。
  - (3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会、特別委員会（役員候補者指名委員会及び会計監査委員会を除く）の委員長及び重点を任命する。
  - (4) 各委員会（役員候補者指名委員会及び会計監査委員会を除く）に職責上出席することができる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 書記は、次の職務を行う。
  - (1) 総会、実行委員会の議事その他全般の活動状況を記録し、保管する。
  - (2) 総会その他各種の会合の通知を発送する。
4. 会計は、次の職務を行う。
  - (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
  - (2) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
  - (3) 会計監査を受けて、会員に報告する。

## 第8章 総 会

第17条 総会は、本会の最高議決機関である。

第18条 総会の定足数は、会員の5分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第19条 実行委員会が必要と認めた場合、また会員の5分の1以上の要求があった場合は会長は臨時総会を招集する。

第20条 総会は、年間2回以上開く。

## 第9章 実行委員会

第21条 実行委員会は、本会の役員、各常置委員会の委員長、副委員長および校長、教頭等によって構成される。

第22条 実行委員会の任務は、次の通りである。

- (1) 会長によって選ばれた各委員会の委員長及び委員を承認する。
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (3) 総会に提出する報告書を作成する。
- (4) 必要ある場合には、特別委員会を設ける。
- (5) その他、会則ならびに総会の決議に従って、本会の事務を処理する。
- (6) 役員に欠員を生じた場合にそれを補充する。ただし、会長に欠員を生じた場合は、副会長が昇格する。

第23条 実行委員会は、毎月1回例会を開く。

実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とする。

## 第10章 委 員 会

第24条 委員会には、常置委員会・特別委員会・会計監査委員会がある。

第25条 常置委員会委員長は、役員及び校長の承認を得て会長が任命する。

委員は、委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て、会長が任命する。

任期は、1年とする。ただし、留任をさまたげない。1人が同時に2種以上の委員に任命されてはならない。

第26条 常置委員会として、次のものを置く。

- |             |          |                 |
|-------------|----------|-----------------|
| (1)企画総務委員会  | (2)学級委員会 | (3)成人教育・人権啓発委員会 |
| (4)保健・給食委員会 | (5)広報委員会 | (6)校外指導委員会      |

- 第27条 特定の目的を遂行するために、実行委員会は特別委員会を設けることができる。  
これは、所定の任務を終えるとともに、自動的に解散する。  
特別委員会の委員長及び委員の選任は、第25条に準じて行う。
- 第28条 会計監査委員会は、総会において推薦された委員長以下4名以内の会員および校長の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第11章 各委員会の任務

- 第29条 企画総務委員会は、  
(1) 本会の目的遂行のための諸活動の年次計画を立て、協力する。  
(2) 会計を補佐して、年度予算をつくり、健全な財務の運営に常に協力する。
- 第30条 学級委員会は、  
(1) 自分の属する学級の会員が、会員としての権利と義務を全うするように努める。  
(2) 教室の教育環境をより好ましく整備し、職員と保護者との連絡ならびに接触につくす。(学級委員会の構成は、別にこれを定める。)  
(3) P T A図書の保管、貸し出し業務を担当する。
- 第31条 成人教育・人権教育委員会は、  
(1) 会員のための教育の推進に努める。  
(2) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。  
(3) 全会員を対象にした同和問題等人権問題学習会の企画、立案、運営を行う。  
(4) 地域関係諸団体との連携を図り、人権学習活動促進のための研修事業を推進する。
- 第32条 保健・給食委員会は、  
(1) 学校保健について、調査および研究に協力し、児童の体位向上に必要な計画に参加する。  
(2) より充実した学校給食の実現に努力する。
- 第33条 広報委員会は、  
(1) 会員に対して、会の意義や会の活動状況ならびに会の行事や会合等を知らせ、会に対する世人の認識と理解を深めて、進んで協力を得るように努める。
- 第34条 校外指導委員会は、  
(1) 校外における児童、青少年の保護指導に努め、地域における委員会の相互連絡ならびに、学校との連絡および地域社会の環境の改善に努める。
- 第35条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間2回全会員にその結果を報告する。
- 第36条 常置委員会および特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからねばならない。

## 第12章 改 正

- 第37条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。  
ただし、改正案は、少なくとも7日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

### 付 記

平成元年4月、平成7年4月、平成10年4月、平成14年4月、平成19年4月  
平成20年5月、平成27年4月、平成29年11月、平成30年11月

一部改正